

山陽小野田市農業委員会

第19回

総会議事録

1. 開催日時 令和4年1月13日午後1時30分から午後2時15分

2. 開催場所 山陽小野田市保健センター2階 集団指導室

3. 出席委員

会	長	1	田尾	光一
会長職務代理者		9	山本	シゲ子
委	員	2	相本	まゆみ
		3	中原	義治
		4	藤井	豊
		5	森田	祐三
		7	緒方	始
		8	辻村	勝好
		10	佐々木	勇藏
		11	五十嵐	奨
		12	村上	雅彦
		13	二井	一夫
		14	國吉	彰

4. 欠席委員

6 田中 覺

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第 80号 農地法第3条 権利の移動

議案第 81号 農地法第5条 転用を目的とする権利移動

報告第 41号 水田埋立畑地造成事前申出について

報告第 42号 農地法第5条第1項ただし書きの規定による届出について

報告第 43号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第 82号 農用地利用集積計画について

議案第 83号 農用地利用配分計画の案について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 幡 生 隆太郎

事務局主査 吉 田 悦 弘

7. 議会の概要

- 議長 定刻になりましたので、只今より第 19 回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。
- (起立、礼、着席)
- 本日の欠席委員は田中委員です。
- それでは議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。
- 本日の議事録署名は 12 番村上委員と 13 番二井委員にお願いします。
- それでは議事に入ります。
- 議案第 80 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。
- 局長 本年もよろしく願い申し上げます。今月の農地法第 3 条の許可申請は 2 件です。
- 議案第 80 号番号 58 について議案書をもとに説明いたします。
- 2 ページをご覧ください。申請地は、総合事務所から西へ約 3.0 k m に位置する農用地区域内農地です。申請内容は 1 ページの番号 58 のとおりです。公図は 3 ページをご覧ください。
- 本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。
- 議長 次に現地調査報告をお願いします。
- 3 番 現地の報告をさせていただきます。1 月 5 日に事務局 2 名と辻村委員、私の 4 名で現地の確認を行いました。周辺の状況は、東側が川で、西側と南側が山、北側が田となっていました。
- 申請地の状況は、田で、稲を刈った跡がありました。譲渡人は後継者がおらず、今後使用する予定もないため譲渡することです。譲受人は 0.6ha を耕作しており、経営規模を拡大するために譲り受けるようです。
- 以上のことから特に問題ないと思います。報告を終わります。
- 議長 何か質問はありませんか。
- 無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 80 号番号 58 に賛成の方の挙手を求めます。
- (全委員挙手)
- 全員賛成により原案どおり承認することといたします。
- 次に番号 59 について事務局の説明を求めます。
- 局長 議案第 80 号番号 59 について議案書をもとに説明いたします。

4 ページをご覧ください。申請地は、市役所から北東へ約 2.2 k m に位置する第 3 種農地です。申請内容は 1 ページの番号 59 のとおりです。公図は 5 ページをご覧ください。

本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

8 番 現地の報告をさせていただきます。場所は有帆の杵築地区です。周辺の様子は、県道宇部船木線の西側に位置する水田です。近隣には杵築公園もあります。申請地の状況は、いずれも農地で、耕作中でした。譲渡人は会社員であり、維持管理が困難なため、譲りたいとのこと。譲受人の方は、経営規模を拡大する意向があり、現在 1.8ha を耕作中であり、何ら問題はないと思います。報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 80 号番号 59 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に議案第 81 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局長 今月の農地法第 5 条の許可申請は 2 件です。

議案第 81 号番号 93 について議案書をもとに説明いたします。

7 ページをご覧ください。申請地は、埴生支所から北西へ約 0.3 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は、6 ページの番号 93 のとおりです。公図は 8 ページ、土地利用図は 9 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

3 番 現地の報告をさせていただきます。周辺の状況は、西が排水路、東が道路、南側が宅地、北が道路となっています。申請地の状況は、畑でしたが、管理がされていない状態でした。雨水処理に関しては、西側排水路に排水します。申請地への進入路の位置は、図面東側からで、幅員は 5m 程です。周辺農地への取水、排水および進入路の影響はありません。境界については既設構造物等で確認できています。これで報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 81 号番号 93 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 94 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 81 号番号 94 について議案書をもとに説明いたします。

10 ページをご覧ください。申請地は、総合事務所から北東へ約 0.2 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は、6 ページの番号 94 のとおりです。公図は 11 ページ、土地利用図等は 12 ページから 14 ページまでをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

3 番 現地の報告をさせていただきます。周辺の状況は、東側が田で、西が住宅地で、南が田、北が道路となっています。雨水処理に関しては、北側の道路側溝に排水します。埋立法面の処理は、南側がブロックで、東側が土羽で、西側は隣の住宅地のブロックを使用します。申請地への進入路の位置は、北側の道路からで、幅員は 6m です。周辺農地への影響はないと思います。境界に関しては既設構造物、畦畔で確認しています。以上の事から特に問題ないと思います。報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無ければ私から質問させていただきますが、ここは過去に圃場整備をした箇所ではありませんか。

局長 ここは区画整理をした場所ではありません。周辺農地が整然と配置されているのは、相当昔の条里制の名残ではないかと思います。

議長 わかりました。

他にありませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 81 号番号 94 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に報告第 41 号「水田埋立畑地造成事前申出について」事務局の説明を求めます。

局長 今月の水田埋立畑地造成事前申出は 2 件です。

報告第 41 号番号 5 について議案書をもとに説明いたします。

16 ページをご覧ください。申出地は、南支所から東へ約 1.0 k m、第 3 種農地です。

申出の内容は 15 ページ番号 5 のとおりです。公図は 17 ページをご覧ください。土地利用図は本日配付した A4 の資料をご覧ください。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

8 番 現地の報告をさせていただきます。

現地は、小野田の野来見地区です。元々は水田だったのですが、用水路を撤去し、水田として利用することが出来なくなったため、畑地として利用するものです。

申請地の状況は、市道の法面の下に位置し、保全管理中でした。

盛土は約 40cm 行い、野菜を耕作することです。法面の勾配は 15% です。埋立法面の処理は土羽で、植栽をするそうです。雨水処理に関しては、自然流下で水路に排水します。汚水は発生しません。その他、特に問題となる点はありませんでした。報告を終わります。

議長 両隣は保全管理中の田ですか。

8 番 昨年 11 月ごろに申請が出たと思いますが、農地を交換しています。

この辺はもう水が入らないので、田としては使うことが出来ません。

議長 わかりました。他に何か質問はありませんか。無いようでしたら報告第 41 号番号 5 は原案どおり処理いたします。

次に番号 6 について事務局の説明を求めます。

局長 報告第 41 号番号 6 について議案書をもとに説明いたします。

18 ページをご覧ください。申出地は、市役所から北へ約 2.4 km、第 2 種農地です。

申出の内容は 15 ページ番号 6 のとおりです。公図は 19 ページをご覧ください。土地利用図は本日配付した A4 の資料をご覧ください。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

8 番 現地の報告をさせていただきます。周辺の状況は、耕作中の農地は見当たらず、すべて荒廃しているような状態でした。害獣被害がひどいとの事で、野菜等は作ることが難しいとの事でした。申請地の状況は、かなりの湿田で管理が難しい荒廃した土地でした。申請者は、この土地の排水を改良し、果樹や花卉類を栽培する目的で 1m 程度盛土を行うようです。法面の処理は土羽で行います。雨水は東側の側溝に排水します。そのため、東側に向かって少し勾配をつけることとです。以上の事から特に問題ないと思います。報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたら報告第 41 号番号 6 は原案どおり処理いたします。

次に報告第 42 号「農地法第 5 条第 1 項ただし書きの規定による届出について」事務局の説明を求めます。

局長 今月の農地法第5条第1項ただし書きの規定による届出は2件です。
報告第42号番号15について議案書をもとに説明いたします。
21ページをご覧ください。申出地は、南支所から南へ約4.7km、第3種農地です。

申出の内容は20ページ番号15のとおりです。公図は22ページ、土地利用図は23ページをご覧ください。本件は、公共事業に伴う、恒久転用となります

議長 次に現地調査報告をお願いします。

8番 現地の報告をさせていただきます。場所は山陽小野田市の最南端に位置する本山岬で、そこにある公園までの市道の拡幅と駐車場の整備を目的とした転用です。申請地の状況は、駐車場に隣接した荒廃した土地です。周辺の状況は、西側が山林や雑種地となっており、東側の法面下には西部石油のタンクヤードがあります。雨水処理に関しては、溜枡を通して道路側溝へ排水します。汚水に関しては、現在の駐車場にあるトイレを改装して利用し、浸透式排水処理槽を設置するとのことです。埋立法面の処理は、元々周辺と同じレベルの土地ではありますが、一度掘削して道路と同じレベルまで埋めて整地しています。進入路に関しては、東側の市道からとなりますが、狭いため拡幅するとのことです。周辺には農地や宅地はないため特に影響のあることはないと思います。境界については、既設構造物と赤白のポールが建っておりそちらで確認を行いました。以上で報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。無ければ私から質問させていただきます。この土地は寄付したら、市と国のどちらの所有になるのですか。

局長 市の行政財産となります。

議長 わかりました。他に質問はありませんか。

無いようでしたら報告第42号番号15は原案どおり処理いたします。

次に番号16について事務局の説明を求めます。

局長 報告第42号番号16について議案書をもとに説明いたします。

24ページをご覧ください。場所は、総合事務所から北東へ約4.0km、農用地区域内農地です。

通知の内容は20ページ番号16のとおりです。公図は25ページ、土地利用図は26ページをご覧ください。本件は、事業終了後、原状回復されます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

3番 現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は、東側と北側が山、西側に川があり、南側は田となってい

ます。申請地は保全管理中でした。田の西側の河川が一部崩れており、そちらの修復工事となります。田の中に作業用の道路を作り、事業完了後は農地へと復旧されます。山の中のため、周辺農地への影響はないと思います。以上で報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無ければ私から質問させていただきます。

この周辺に太陽光発電設備が出来たと思うのですが、崩れたのはその後ですか。

局長

秋山ため池の近くにメガソーラーがあり、その設置が今回の件に影響があるのかというご質問であると思いますが、図面にはその旨の記載はありません。この通知は、災害復旧工事にかかる仮設道路の設置で、その件とは関係ないと思われます。

議長

いつ頃災害が起きたかわかりませんか。

局長

令和3年の梅雨の時期とのことです。

議長

わかりました。

他に質問が無いようでしたら報告第42号番号16は原案どおり処理いたします。

次に報告第43号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の説明を求めます。

局長

27ページをご覧ください。議案左上の「報告第43号」の記載が抜けています。申し訳ございません。

今月の農地法第18条第6項の規定による通知は番号1か番号9までの9件で、現契約を合意により解約するものです。ご審議の程お願いします。

議長

何か質問はありませんか。無ければ私から質問させていただきます。番号1と2の合計が6237㎡あると思いますが、解約した後は誰が作るのですか。

局長

29ページをご覧ください。そちらの1番と2番に3筆が記載されていますが、別の借り手の方が引き継いで耕作されるとのことです。なお、1筆は耕作者が決まっています。

議長

今回解約した借受人は規模縮小するのですか。

局長

今後経営規模を縮小していくようです。

議長

わかりました。他に質問はありませんか。

ないようでしたら報告第43号は原案どおり処理いたします。

次に、議案第82号「農用地利用集積計画」について、事務局の説明を求めます。

局長

29ページから31ページまでをご覧ください。

- 議長 議案第 82 号農用地利用集積計画について議案書をもとに説明します。
今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく農用地利用集積計画は、整理番号 1 番から 13 番までで、合計 13 件、31 筆、40651 m²でございます。
- 議長 ご審議の程お願いします。
質問はありませんか。
無いようでしたら採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により、議案第 82 号は原案どおり決定することとします。
次に議案第 83 号「農用地利用配分計画(案)」を上程します。事務局の説明を求めます。
- 局長 33 ページをご覧ください。
議案第 83 号「農用地利用配分計画 (案)」について議案書をもとに説明します。
農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、令和 3 年 12 月 28 日付けで山陽小野田市長から意見を求められている案件は、整理番号 1 から 5 までの 5 件、6 筆、5808 m²でございます。
- 議長 ご審議の程お願いします。
何か質問はありませんか
無いようでしたら採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり了承することとします。
以上で本日の議案及び報告の審査はすべて終了しました。
- 局長 次回の現地調査は、2 月 7 日(月)9 時から、田中委員及び藤井委員でお願いします。
第 20 回総会は、2 月 14 日(月)13 時 30 分からで、会場は保健センター集団指導室の予定です。以上です。
- 議長 以上をもちまして第 19 回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。
(起立、礼) お疲れ様でした。

午後 2 時 1 5 分 閉会

山陽小野田市農業委員会

会 長

議事録署名委員

番委員

議事録署名委員

番委員
